

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療データバンク構想」事業に係る公募に関する Q&A

2023年8月1日（Ver.1）

Q1: 上記ホームページに「本件の応募には、公募説明会の参加を必須としております。」とあります。研究者が7/27の公募説明会以降に本公募を把握した場合、応募はできないのでしょうか。

A1: 原則公募説明会の参加を必須といたしております。

Q2: 公募実施要領 p5 に「e-Rad を通じた応募手続きを完了しておくこと」とあります。e-Rad 公開中公募一覧には応募単位は研究者単位、機関の承認の要否は必要、とあります。しかしながら e-Rad の公募詳細画面には「応募書類ファイル」しかリンクが無く、本公募のリンクが張られていないので、公募内容を把握することができません。e-Rad の公募詳細画面にリンクが張られる予定はありますでしょうか。

A2: 申し訳ありません。現在手続きを進めておりまして、近日中に、e-Rad「公募詳細」における「公募要領 URL」のところに、
[「https://www.ncc.go.jp/jp/ri/division/molecular_modification_and_cancer_biology/ncc_bridge/news/2023/0718.html」](https://www.ncc.go.jp/jp/ri/division/molecular_modification_and_cancer_biology/ncc_bridge/news/2023/0718.html)のリンクを掲載する予定です。【作業完了済】

Q3: 応募書 様式 16：公募参加の意思表示 につきまして、代表者氏名と印の欄がございますが、その名義についてお尋ねします。本学では規程により契約権限は総長代理人の事務部門の長に委任されており、各種公募では、契約権限を有する代理人名義での提案を行っておりますが、本公募についても契約権限を有する代理人名義での提案で差し支えないでしょうか。

A3: 各応募法人の規程に基づき提案していただきたいと思いますので、「契約権限を有する代理人名義での提案」で問題ありません。

Q4: 応募書 様式 17：誓約書（反社会的勢力に該当しないこと）につきまして、国立大学法人が応募する場合も提出は必要でしょうか。

A4: 国立大学法人から提出される場合も、様式 17：誓約書（反社会的勢力に該当しないこと）の提出は必須となります。

Q5: 応募書 様式 18 : 保険料納付に係る申立書 につきまして、国立大学法人が応募する場合も提出は必要でしょうか。

A5: 国立大学法人から提出される場合も、様式 18 : 保険料納付に係る申立書の提出は必須となります。

Q6: がんではない疾患についても、本事業の対象となりますでしょうか。本事業において、がん以外の疾患は、がん疾患よりも優先度が下がるなどございますでしょうか。

A6: 当事業実施主体は国立がん研究センターであること、また第 3 期 SIP「統合型ヘルスケアシステムの構築」との連携の中で、本 BRIDGE 事業はがんに関するデータベースの構築を期待されているため、特にテーマ（１）に関してはがんを対象とする（またがん症例を含む）研究開発プロジェクトを優先的に採択する予定です。テーマ（２）に関しては、他の疾患で構築したプラットフォームががん医療の質の向上に貢献できる可能性もあるため、ご提案された応募書の内容を基に公平な審査を行う予定ですが、がん医療への応用に関する道筋も示していただきたいと考えております。

Q7: 成果物として、研究で作成したビッグデータのデータ自体を納入する義務がありますでしょうか。

A7: 原則本 BRIDGE 事業にご参加された法人が、不利益を被るような義務は一切設けない予定です。一方で、本 BRIDGE 事業は第 3 期 SIP「統合型ヘルスケアシステムの構築」と密に連携しながら、第 3 期 SIP 事業が目標としている、患者・医療者が共有する標準化情報基盤の構築に貢献して参ります。その観点では、本 BRIDGE 事業及び第 3 期 SIP に参画する他の機関との連携を前提に、データ提供先の要件に応じて、HL7FHIR、CDISC、SS-MIX2(HL7V2)形式のデータを提供することも考慮していただければと思います。

Q8: 研究実施体制に、大学院生、博士研究員や研修医など若手研究者を 5 名以上入れる必要がありますか。

A8: 医療 DX 人材の育成は、本 BRIDGE 事業における重要課題となっておりますので、積極的な若手研究者の参加が望まれます。一方で、応募書を提出する段階においては、計画されたプロジェクトの実現可能性を重要視しているため、研究実施体制に若手研究者を 5 名以上入れることは必須としておりません。

Q9: 記載する予算額は目安であり、BRIDGE 事業全体の評価から増減の可能性があると理解しました。その意味では上限 3000 万円目安にあまりこだわらずに記載してもよいものなのでしょうか。

A9: BRIDGE は今年度から開始された新しい内閣府の事業で前例が無いため、公募研究の応募がどの程度あり、また応募書の質がどの程度であるかは実際公募期間終了後審査を始める

まで分からない状況です。一方で、本 BRIDGE 事業全体に与えられた予算を有効的に用いて、研究目標を確実に達成しながら、本 BRIDGE 事業を発展させ続けるという使命があるため、審査の段階で質の高い応募書と判断された場合は、優先的に予算を交付することも検討しております（採択件数に関してもあくまでも予定です）。ただし、本 BRIDGE 事業が対象としている研究分野の裾野を広げるという観点で、質の高い応募書が複数あった場合は採択件数を増やすことも想定しているため、1000-3000 万円程度/年で R7 年度末（2026 年 3 月）までに現実的に達成できる目標を立て、応募書を作成していただければと思います。